

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案に対する修正案要綱

一 適性評価の調査事項の追加

重要経済安保情報の取扱者に係る適性評価について、その調査事項として「性的行動についての節度に関する事項」を追加すること。
(第十二条第二項関係)

二 特定秘密の保護に関する法律の一部改正

特定秘密の取扱者に係る適性評価についても、一と同様とするための改正を行うものとする。

(新第九章関係)

三 行政機関の長等による重要経済安保情報及び特定秘密の取扱いの業務の適正の確保

国は、第十一条第一項各号に掲げる者による重要経済安保情報の取扱いの業務及び特定秘密保護法第十条各号に掲げる者による特定秘密の取扱いの業務の適正が確保されるよう、必要な方策を講ずるものとする。

(新附則第九条関係)

四 その他

その他所要の規定を整備すること。